

参考資料

(現行制度の施行状況)

平成22年2月9日
厚生労働省保険局

後期高齢者医療制度廃止までの第一段階の取組

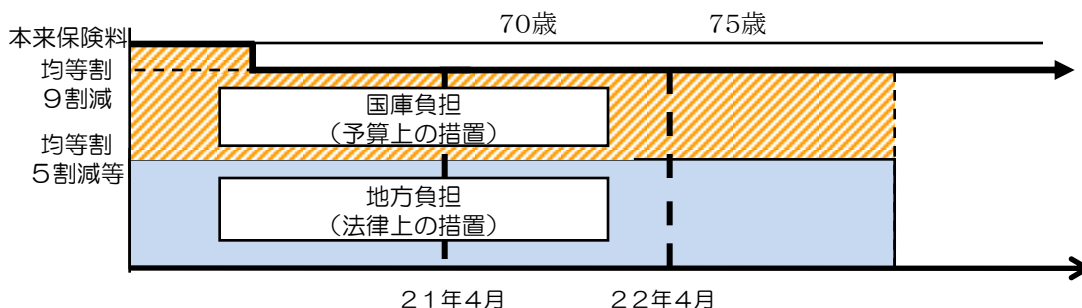
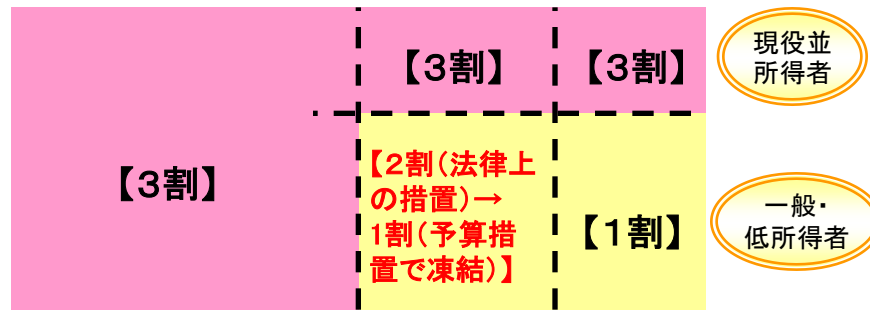
○ 制度本体の見直しに先行して、現行制度の様々な問題点は速やかに解消していくこととしており、下記の取組を進めているところ。

課 題	これまでの対応	基本的な方針	進捗状況(平成22年2月8日現在)
①保険料の軽減	<p>○ 所得が低い方について、</p> <p>① 平成20年度 → <u>保険料の均等割の7割軽減を一律8.5割軽減とし、所得割を5割軽減</u></p> <p>② 平成21年度 → 平成20年度の軽減措置に加え、年金収入80万円以下の方について均等割を9割軽減</p> <p>○ <u>被用者保険の被扶養者であった方</u>について、制度加入から2年間の軽減措置(均等割5割軽減)に加え、</p> <p>① 平成20年4月～9月まで → 凍結</p> <p>② <u>平成20年10月～平成22年3月まで</u> → 均等割を9割軽減</p>	<p>○ 低所得の方及び被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置を継続する。</p> <p>○ 剰余金の活用等により平成22年度及び23年度の保険料の上昇を抑制。</p>	<p>○ 補正予算において、現行の軽減措置を継続するため826億円を計上。(70歳～74歳の窓口負担の軽減措置を含め2,902億円)</p> <p>○ 被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置に係る地方負担を継続するための改正法案を通常国会に提出予定。</p> <p>○ 剰余金を活用してもなお保険料が上昇する31都道府県において、財政安定化基金の取崩しを行う方向で最終調整中。</p> <p>○ 特に保険料の増加率が高い4都道府県等においては、財政安定化基金の積み増しを行う方向で最終調整中。</p> <p>○ 財政安定化基金を保険料の上昇抑制に活用できるようにするための改正法案を通常国会に提出予定。</p>
②資格証明書	<p>○ 平成21年5月に、運用に係る留意点を通知。</p>	<p>○ 原則として交付しないとする基本方針等を通知で明示。 <平成21年10月26日に通知を发出></p>	<p>○ 現時点において資格証明書の交付実績はない。</p>
③健康診査の充実	<p>○ 法律で広域連合の努力義務とされている。 ※ 現在、全ての市町村において実施。</p>	<p>○ 各広域連合で受診率向上計画を策定し、国庫補助を拡充。 ※ 受診率 平成19年度:26%→平成20年度:21%→平成21年度:24%</p>	<p>○ 平成22年1月に全ての広域連合で計画を策定。 ※ 同計画による平成22年度見込:27% ○ 平成22年度予算において補助金を拡充(44.8億円;前年度比27%増)</p>
④人間ドックの再開	<p>○ 後期高齢者の健康づくりのための「長寿・健康増進事業」の一環として、市町村の人間ドックを含め支援。 ※ 実施市町村数;723(19年度末)→141(20年5月)→234(20年度末)</p>	<p>○ 広域連合から市町村に再実施を要請。 <平成21年10月26日に通知にて要請></p>	<p>○ 現時点における助成実施市区町村数は373市区町村(うち276市区町村が交付金を活用)。 ○ 来年度からの取組について、引き続き要請中。</p>
⑤75歳以上に限定した診療報酬	<p>○ 「後期高齢者終末期相談支援料」について、平成20年7月に、その算定を凍結するとともに、「後期高齢者診療料」と併せて、改定結果等の検証を実施。 ※ 75歳以上という年齢に着目した診療報酬項目は全部で17項目</p>	<p>○ 75歳以上という年齢に着目した報酬体系を廃止する。</p>	<p>○ 中医協の審議・答申を経て来年度より対応。</p>

現行高齢者医療制度の負担軽減措置の継続

平成21年度 2次補正において平成22年度も以下の措置を実施
合計:2,902億円

【平成20年4月～】



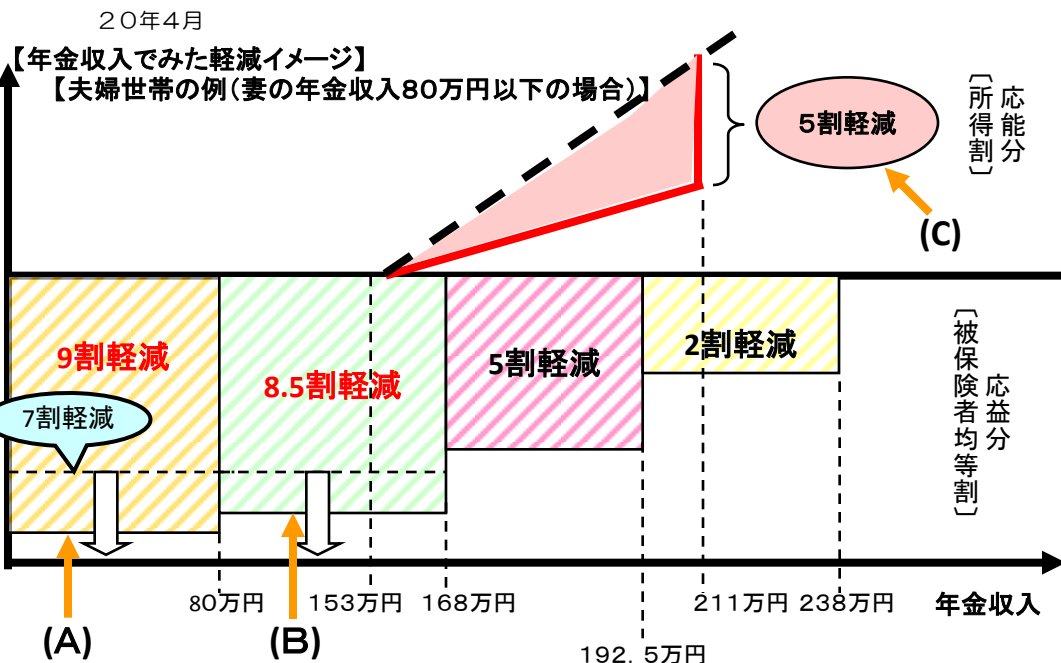
①70歳～74歳の窓口負担を1割に軽減する措置の継続
(2,075億円)

②後期高齢者医療制度における被用者保険の被扶養者の保険料負担を9割軽減とする措置の継続
(274億円)

※5割部分は地方負担であり、別途、地方財政措置を講じる。
被用者保険の被扶養者であった方の均等割の軽減(5割分)に対して地方負担を行う期間は、「高齢者の医療の確保に関する法律」において加入後2年間と規定されている。したがって、制度施行当初から加入している方の均等割の軽減分に対する地方負担は、平成22年3月末で終了することとなるため、同法を改正し、後期高齢者医療制度廃止までの間、当該地方負担を延長する。

③後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減措置の継続
(543億円)

- (A) 均等割の7割軽減世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)の場合に9割軽減とする
- (B) 均等割の7割軽減を受ける方((A)に該当する方を除く。)を8.5割軽減とする
- (C) 所得割を負担する低所得者について、所得割を5割軽減する



④被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減の継続に係るシステム改修経費及び高齢者の負担凍結延長に係る受給者証の再交付に要する経費
(9億円)

※①のうち66億円は21年度分の追加交付経費、③のうち20億円は20年度分の追加交付経費である。

平成22年度及び23年度における後期高齢者医療保険料の上昇抑制について

- 後期高齢者医療制度においては、財政運営期間は2年間とされており、各広域連合において、平成22年度及び23年度の保険料率を本年2月～3月に決定することとなるが、以下の4点の要因により、何らの抑制策も講じない場合には、保険料は平成21年度と比較し、全国ベースで約14.2%増加することが見込まれる。

<保険料が増加する要因>

- ① 一人当たり医療費の伸びにより約4.6%増加
- ② 若人人口の減少に伴う後期高齢者負担率の上昇により約2.6%増加
- ③ 平成20年度及び21年度における医療給付費の算定期間が23ヶ月であったことにより約4.3%増加
- ④ 所得の減少が見込まれることによって、保険料の所得割率が上昇することにより約2.0%増加

- このため、可能な限り保険料の増加を抑制する観点から、広域連合及び都道府県に対し、

- ・ 広域連合において生じることが見込まれる財政収支上の剰余金の活用
- ・ 都道府県に設置されている財政安定化基金の取崩し

についての検討を依頼。また、特に保険料が著しく増加することが見込まれる4都道府県に対しては、財政安定化基金を積み増して取り崩すことについての検討を依頼。

- 現在、多くの広域連合及び都道府県において保険料率の最終調整中であるが、全ての広域連合において剰余金を活用することとし、剰余金を活用しても保険料が増加する31広域連合・都道府県において財政安定化基金の取崩しを決定又は調整しており、4都道府県等において、財政安定化基金を積み増すことについて決定又は調整中。

- これらの結果、保険料の増加率は全国平均で3%前後までにとどまる見通し。

- 3月中に、全国の最終的な状況を公表する。

<財政安定化基金について>

- ・ 給付費の伸びや保険料の未納により広域連合の財政に不足が生じた場合、都道府県が広域連合に対し交付又は貸付を行うもの。
(したがって、保険料の上昇抑制のために活用する場合、法改正が必要)
- ・ 国、都道府県及び広域連合(保険料)が3分の1ずつ拠出。
- ・ 平成20年から平成25年までの6年間に、全国ベースで約2000億円程度を積み立てることとしていたところ。

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(仮称)の概要

医療保険制度の安定的な運営を図るため、市町村国保、協会けんぽ、後期高齢者医療制度における保険料の引上げの抑制等のための所要の改正を行う。

概 要

I 市町村国保の保険料軽減のための措置等 (国保法) (③は平成22年7月1日施行)

- ① 財政支援措置の4年間の延長(約2000万世帯:1世帯平均で年間約1.3万円の保険料上昇抑制効果)
 - ・「低所得者を抱える市町村」、「高額な医療費」に対する国、都道府県の補助等を引き続き実施。
- ② 市町村国保の財政安定化のため、都道府県単位による広域化を推進
 - ・都道府県の判断により、市町村国保の広域化についての指針の作成、市町村の拠出により医療費を賄う共同事業の拡大等を可能とする。
- ③ 保険料滞納世帯であっても、医療を現物給付で受けられる子どもの対象の拡大(中学生以下→高校生世代以下)
 - ・一旦窓口で医療費を支払わなければならない資格証明書の交付世帯に属する高校生世代に、短期被保険者証を交付。

II 中小企業の従業員、事業主の保険料軽減のための措置 (健保法等) (①③は平成22年7月1日施行)

◆ 協会けんぽの逼迫した財政状況に鑑み、保険料の大幅な引上げを抑制するため、24年度までの3年間において、財政再建のための特例措置を講ずる。(被保険者約1900万人、加入者約3500万人 22年度で労使年間2.2万円の保険料上昇抑制効果)

- ① 国庫補助割合を13%から16.4%に引き上げ
- ② 単年度収支均衡の特例として、21年度末以降の赤字額について、24年度までの償還を可能とする
- ③ 後期高齢者支援金について、被用者保険グループでの負担能力に応じた分担方法を導入 (高齢者医療確保法)
 - ・後期高齢者の医療費に対する現役世代からの支援金の3分の1(22年度は9分の2)について、保険者の財政力に応じた負担(総報酬割)とする。

III 高齢者の保険料軽減のための措置 (高齢者医療確保法)

- ① 給付変動等に備えるため都道府県に設置している財政安定化基金について、保険料の引上げの抑制に活用できるようにする
- ② サラリーマンに扶養されていた方の保険料の軽減措置を延長する(約190万人、年間平均約2.1万円の保険料上昇抑制効果)
※予算措置をあわせると約3.8万円

施行期日 平成22年4月1日

○ 国保や後期高齢者医療制度の保険料について、賦課期日(4月1日)までに、賦課の前提となる財政支援措置を確定させておく必要がある。